%北海道公報

発行 北 海 道 総務部法制文書課)

電話 011 - 231 - 4111 (内線 22-264)

FAX 011 - 232 - 1385 印刷 富士プリント(株)

-1-m3 HT.

 情
 次
 ページ

 告
 示

 〇特定調達契約に係る落札者等の公示……
 (防災消防課) 57

 〇農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……
 (治山課) 57

 〇農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……
 (治山課) 57

 〇農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……
 (治山課) 58

 支庁告示
 〇建築基準法による道路の位置の指定

示

北海道告示第760号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成16年8月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 防災対策支援システム開発業務 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日 平成16年8月12日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏 名 日本電気株式会社
- (2) 住 所 東京都港区芝5丁目7番1号
- 4 随意契約に係る契約金額

48,457,500円

- 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道総務部危機対策室防災消防課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第761号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定による通知があった。

平成16年8月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 爾志郡乙部町字三ツ谷50・59 (以上2筆について次の 図に示す部分に限る。)、49
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 天塩郡幌延町字問寒別1397 (国有林)
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第762号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法(昭和26年 法律第249号)第29条の規定による通知があった。 平成16年8月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所 檜山郡上ノ国町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由道路用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 上川郡清水町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第763号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法 (昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成16年8月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 函館市谷地頭町55地先(国有林。次の図に示す部分 の所在場所 に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

川上郡標茶町字塘路原野北9線121、123、125、字塘路原野北10線121の1、121の2、122の2、123の1、123の2、124の1、124の2、125、126の1、126の2、127、129、字塘路原野北11線122、124、126の1、126の2、127の1、127の2、128、129の1、

129の2、130、131の1から131の3まで、133の1、133の2、135の1、135の2、137の1から137の3まで、139、141、143、145、147、149、150の1、150の2、字塘路原野北12線128、130、132の1から132の3まで、134、136、138、140、142、144、146、148、150の1、150の2、151の1、151の2、152の1、153の2、字塘路原野北13線143の2、143の3、144の2、字塘路54

第1598号 58

- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件

報

(ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字塘路原野北11線127の2・129の2・133の1・135の1・137の1・137の3(以上6筆について次の図に示す部分に限る。)、122、124、126の1、126の2、127の1、128、129の1、130、131の1から131の3まで、133の2、135の2、150の2、字塘路原野北12線128・130・134・136・138(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)、132の1から132の3まで、151の2、字塘路原野北9線121、字塘路原野北10線121の1、121の2、122の2、123の1、123の2、124の1、125、126の1、127、129

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字塘路原野北11線149(次の図に示す部分に限る。)、150の1、字塘路原野北9線123、125、字塘路原野北10線124の2、126の2、字塘路原野北12線150の1、151の1、152の1、153の2、字塘路原野北13線143の2、143の3、144の2、字塘路54

- (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (オ) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課並びに函館市役所及び標茶町役場に備え置いて縦覧に供する。)

支 庁 告 示

北海道渡島支庁告示第8号

建築基準法 (昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図書は、八雲町に備え置いて、一般の縦覧に供する。 平成16年8月24日

北海道渡島支庁長 前 田 晃

- 1 指 定 番 号 第16-3号
- 2 指 定 年 月 日 平成16年8月13日
- 3 道 路 の 位 置 山越郡八雲町三杉町25 164
- 4 道路の幅員 4.00 m
- 5 道 路 の 延 長 18.63 m
- 6 申請者の住所及び氏名 山越郡八雲町山越115番地の4

株式会社 黒島建設 代表取締役 黒島 竹満